

必ずお読みください！

注 意 書

令和7年4月1日から、沖縄支部、名護支部、平良支部及び石垣支部の不動産等競売事件は那覇地方裁判所本庁で取り扱うことになりました。

これに伴い、本件は支部から那覇地方裁判所本庁に回付され、那覇地方裁判所本庁において売却を実施しております。

入札にあたっては、公告書に表示された事件番号（番号が5桁のもの）を記載した入札書を那覇地方裁判所本庁の執行官室に提出してください。また、入札保証金は那覇地方裁判所本庁あての振込依頼書（振込先が「ナハチサイ」となっているもの）を利用し、那覇地方裁判所本庁あてに振り込んでください。

なお、誤って入札保証金を支部に振り込んだ場合は無効となり、那覇地方裁判所本庁に対して入札終了日までに別途振り込む必要がありますので、ご注意ください。

※誤って振り込まれた入札保証金の還付には数週間を要する場合があります。

【入札に関する問い合わせ】那覇地方裁判所本庁 執行官室

電話番号 098-833-1422（直通）

【上記以外の問い合わせ】那覇地方裁判所本庁 不動産執行係

電話番号 098-918-3328（直通）

不動産競売事件の入札のルールが変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供等を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時に入札書ごとに下記の各書面を提出する必要があります。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札が無効となります (追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

※ (入札方法に関する問合せ先)

那覇地方裁判所 執行官室 ☎098-833-1422 (直通)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月 8日

那覇地方裁判所

裁判所書記官 横 山 直 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月 30日 午前 9時00分から 令和 7年 8月 6日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7年 8月 13日 午前 9時30分 那覇地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7年 9月 3日 午前 9時45分 那覇地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月 8日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

3 所 在 国頭郡本部町字渡久地渡久地原
地 番 118番
地 目 宅地
地 積 288.28平方メートル

4 所 在 国頭郡本部町字渡久地118番地
家屋 番号 118番
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根2階建
床 面 積 1階 147.90平方メートル
2階 68.58平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置・風呂場
構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積 約21平方メートル



物 件 明 細 書

令和 6年12月 2日

那覇地方裁判所名護支部

裁判所書記官 嘉 数 達 也

1 不動産の表示

【物件番号3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3, 4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件土地の一部(約3.80平方メートル)をBらが、同人ら所有の売却対象外建物(種類:物置, 構造:コンクリートブロック造瓦葺平家建, 床面積:約13平方メートル)の敷地として占有している。同人らの占有権原は不明である。

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません(訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります)。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

3 所 在 国頭郡本部町字渡久地渡久地原
地 番 1 1 8 番
地 目 宅地
地 積 2 8 8. 2 8 平方メートル

4 所 在 国頭郡本部町字渡久地 1 1 8 番地
家屋 番号 1 1 8 番
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 1 4 7. 9 0 平方メートル
2 階 6 8. 5 8 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置・風呂場
構 造 コンクリートブロック造陸屋根平家建
床 面 積 約 2 1 平方メートル



令和 6 年(ケ)第 2 号
令和 6 年 4 月 8 日受理
令和 6 年 7 月 3 日提出

現況調査報告書

(物件 3、4)

那覇地方裁判所名護支部
執行官 國吉正太

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 3 所 在 国頭郡本部町字渡久地渡久地原
地 番 1 1 8 番
地 目 宅地
地 積 2 8 8 . 2 8 平方メートル
- 4 所 在 国頭郡本部町字渡久地 1 1 8 番地
家屋 番号 1 1 8 番
種 類 居宅
構 造 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2 階建
床 面 積 1 階 1 4 7 . 9 0 平方メートル
2 階 6 8 . 5 8 平方メートル

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり					
住 居 表 示	(住居表示未実施)					
土 地	物件 3					
現 況 地 目	☒ 宅地(物件 3) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)					
形 状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり					
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☒ その他の者 本土地上に土地所有者が下記建物、その他の者が目的外建物を各所有し、占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	☐ ない ☒ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)					
そ の 他 の 事 項	接面道路：道路に接面する。 拝所が存在する。					
建 物	物件 4					
種 類 , 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :					
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☐ ない ☒ ある { 種 類 : 物置・風呂場 構 造 : コンクリートブロック造陸屋根平家建 床面積 : 概則21平方メートル					
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅(空家) として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)					
そ の 他 の 事 項						
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件 3 関係)			
占有範囲		☐ 全部 ☒ 一部 (土地建物位置関係図に緑色で表示部分 (概則 3. 8 0 m ²))	
占有者		☐ 債務者 ☒ 亡Aの相続人ら	
占有状況		☒ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
☒ 関係人(☒ 亡Aの相続人B(占有者) ☐ ())の陳述 / ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ☒ 不明	
占有開始時期		昭和49年ころ	
最初の	契約日	年 月 日	
契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
契約等	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
賃料・支払時期等		毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☒ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ☐ 「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈単独〉)

目的外建物の概況 (物件 3 関係)	
所 在	国頭郡本部町字渡久地 1 2 0 番地
家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 物置
構 造	コンクリートブロック造瓦葺平家建
床 面 積 (概 略)	概則 1 3 平方メートル
所 有 者	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 (亡 A の相続人ら) ☐ 不明
建 築 時 期	☒ 昭和 4 9 年ころ ☐ 不明
建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (亡 A) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

そ の 他 の 事 項

本件土地の一部が目的外建物の敷地に使用されているが、所有者から返答が無く、また、所有者が本件土地を取得したのが平成30年であることから、占有権原は不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 所有者代表者	本建物は所有者が居宅（空家）として占有しています。
■ 占有者B	目的外建物は私の父である亡Aが約50年前に建てたもので、四男である私を含めた兄弟で相続しました。 本件土地の一部が目的外建物の敷地の一部になっているとのことですが、目的外建物が建築された当時から、敷地は現在の状況でしたし、亡Aからも境界で争いになったとは聞いたことはありません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6 年 4 月 1 2 日 9:00ー 9:10	那覇地方法務局	謄本等入手
6 年 4 月 1 9 日 15:00ー15:20	物件所在地	物件確認(土地・建物位置関係等外観調査)、写真撮影
6 年 4 月 2 6 日 11:00ー 11:10	執行官室	所有者に対する要請書作成・発送
6 年 5 月 1 4 日 15:30ー15:45	北谷町上勢頭 所有者代表者住所地	所有者代表者と面談
6 年 5 月 3 0 日 13:00ー 14:00	物件所在地	物件特定、写真撮影、立入調査
6 年 6 月 4 日 09:00ー 09:10	那覇地方法務局	謄本等入手
6 年 6 月 4 日 09:20ー 09:30	執行官室	占有者に対する電話聴取
6 年 6 月 5 日 14:00ー 14:05	北谷町上勢頭 所有者代表者住所地	不在
6 年 6 月 6 日 09:00ー 09:10	執行官室	所有者に対する要請書作成・発送
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和6年5月30日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人崎村正男を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

対象不動産の公図写し



請求部	所在	国頭郡本部町字渡久地渡久地原				地番	118番			
出力縮	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X V	分類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和43年1月				備付年月日(原図)	昭和51年4月6日		補記事項		

672811 各階平面図

558.1.14

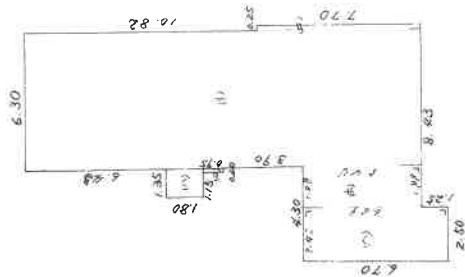
建物図面
各階平面図 本丁34-4

118

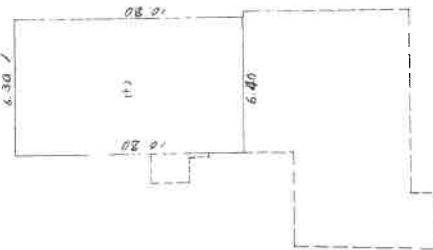
家屋番号

建物の所在
国頭郡本部町字渡久地1118番地

(一 階)



(二 階)



(日調建12)

A3→A4に縮小

(日加築)

作製者

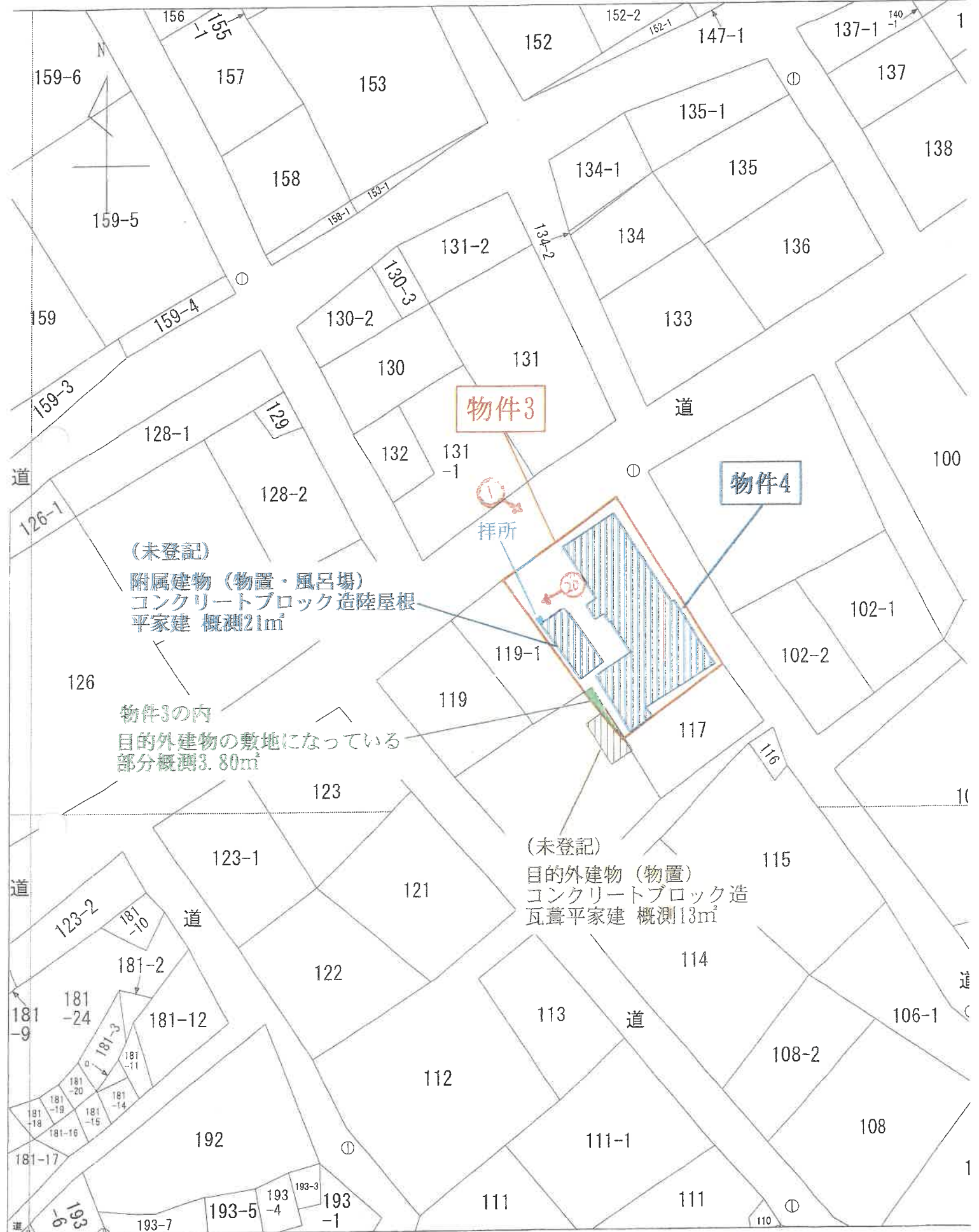
縮尺 $1/250$

申請人

縮尺 $1/500$

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

土地建物位置関係図



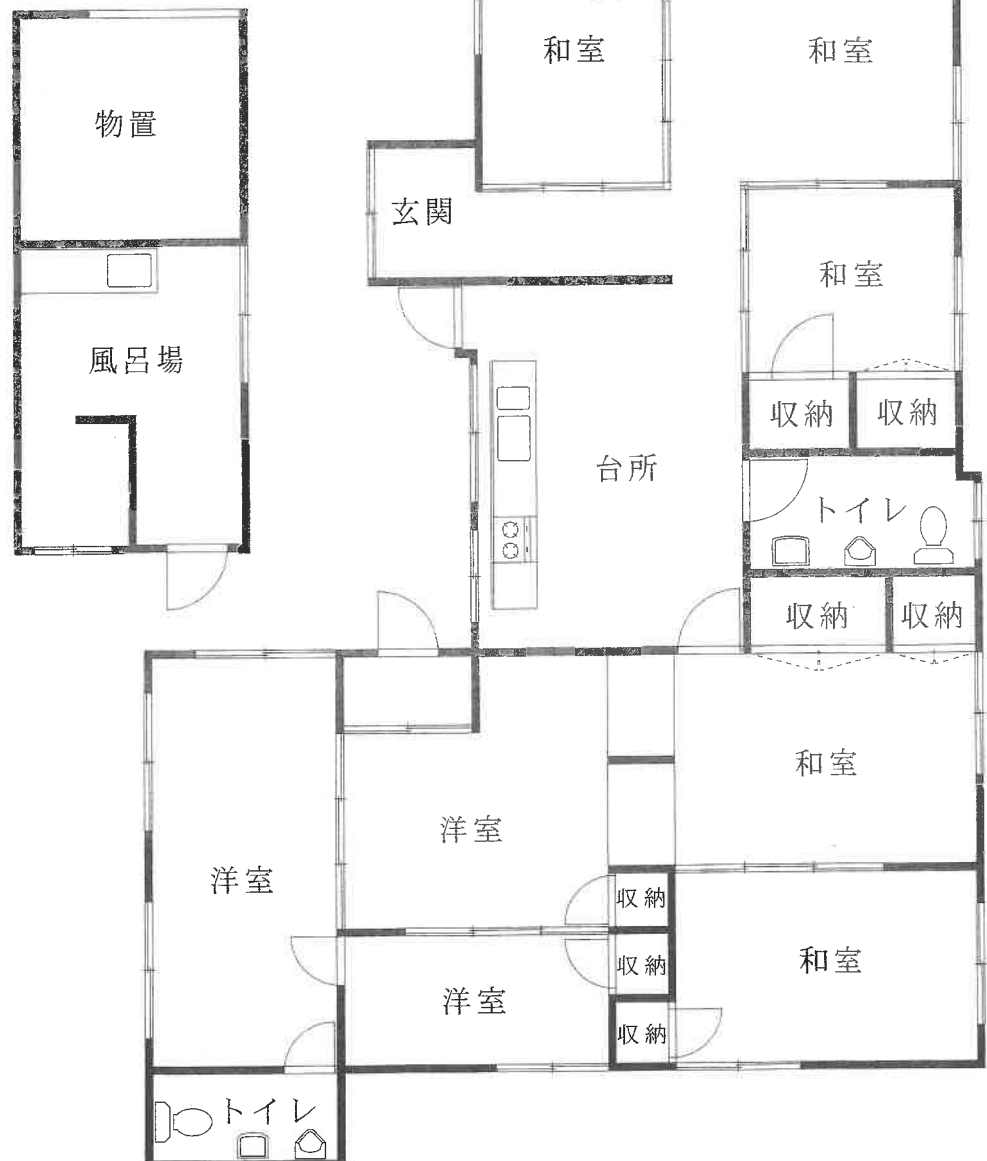
No. 写真摄影方向

建 物 間 取 図

1階

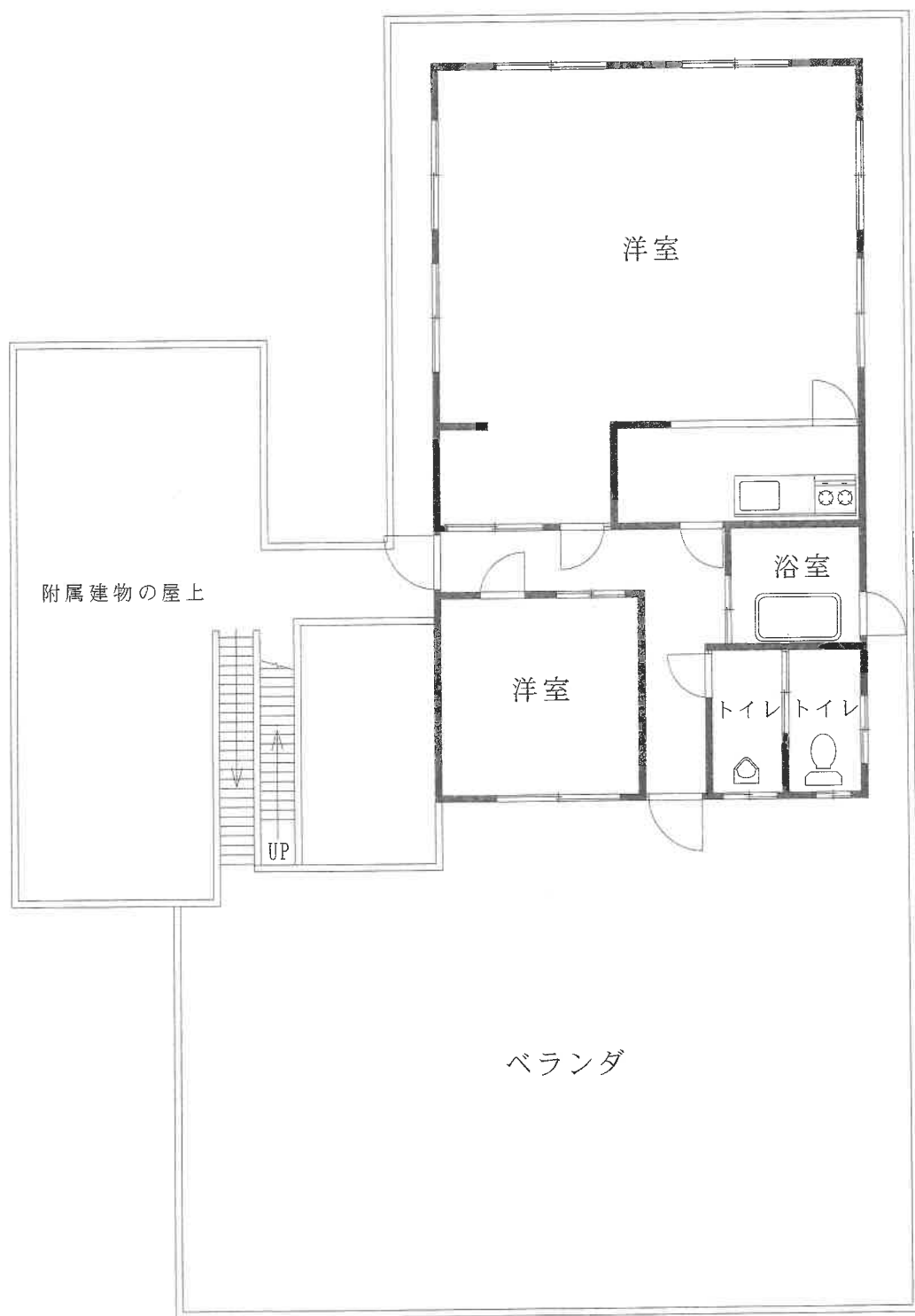


附属建物（未登記）
物置・風呂場
コンクリートブロック造陸屋根
平家建 概測21m²



建 物 間 取 図

2階





1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12

(18 枚目)



13



14



15



16



17



18



19



20

副本

令和 6 年 (ケ) 第 2 号
令和 6 年 5 月 3 0 日 現地調査
令和 6 年 7 月 1 日 評 価

那覇地方裁判所名護支部 御中

評 価 書
(物件 3・4)

評価人 不動産鑑定士

仲本 兼徹 印

第1 評価額

一括価格	
金 7, 820, 000 円	
内 訳 価 格	
物件 3 (土地)	金 4, 670, 000 円
物件 4 (建物)	金 3, 150, 000 円

- 1 一括価格は、物件3, 4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降に発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	国頭郡本部町字渡久地渡久地原 118 番 宅地 288.28 m ²	「特記事項」 記載のとおり
4	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	国頭郡本部町字渡久地 118 番地 118 番 居宅 鉄筋コンクリートブロック造陸屋根 2 階建 1 階 147.90 m ² 2 階 68.58 m ²	「同上」
番号	特 記 事 項		
3	・数量については、現地の状況等により正確に確認できないが、法務局に備え付けている公図及び航空写真等があり、その図面と現地における状況がおおむね符合するので、登記地積を採用して評価した。尚、正確には別途実測が必要である。		
4	・未登記の附属建物(物置・風呂場) コンクリートブロック造陸屋根平家建 概測 21 m ² が構築されている。		
住居表示	未実施		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件 3)

位置・交通	最寄バス停「渡久地」の南方に近接して位置する。 (別添「位置図」参照)	
付近の状況	本件は本部町の西部、本部町役場の西方約 430mに位置する。周辺は、一般住宅、店舗等が混在する既成住宅地域である。尚、住環境等は大きく変化する要因はなく、概ね現状維持で推移するものと予測される。	
主な公法上の 規制等 (道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない一般 的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容 積 率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 用途未指定 70% 200% — 本部町景観計画の一般地区
画 地 条 件 (規模、形状等)	地 積 形 状 地 勢 間 口 最長奥行 そ の 他	288.28 m ² (登記地積) 長方形な画地 宅盤は、ほぼ平坦である 約 14.3m 約 20.4m —
接面道路の状況	・北西側幅員約 6.5m舗装道路 (町道) (建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路) ・北東側幅員約 3.3~4m舗装道路 (町道) (建築基準法第 42 条 2 項道路 セットバックが必要と思われる)	
土地の利用状況 及び 隣地の状況等	物件 3 土地は、物件 4 建物の敷地として利用されているほか、概測 3.80 m ² が目的外建物の敷地として使用されており、土地利用権等については「現況調査報告書」記載のとおりである。尚、数量については評価人の簡易測量であり、正確には専門家の測量が必要と思われる。(土地建物位置関係図を参照) 隣地の状況は戸建住宅等となっている。尚、南西側の隣地 (119 番 1) とは、境界を示すブロック塀等がなく境界が不明瞭の為、別途実測が必要である。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 なし 下 水 道 あり	
特 記 事 項	・現地調査、当事者等からの聴取及び官公署における公表資料を調査した範囲では、土壌汚染をうかがわせる可能性は低い。埋蔵文化財については、本部町教育委員会 社会教育班によると周知の埋蔵文化財の指定はないとのこと。	

特 記 事 項	・ 附属建物 (物置・風呂場) コンクリートブロック造陸屋根平家建 概測 21 m² (建築年月日不明) 及び附属工作物 (拝所) が構築されている。 ・ 屋上に瓦が放置されている。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

(1) 物件3 (土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ= (A)
物件4建物の 敷地部分	33,300	1.01	284.48	0.90	8,610,000
目的外建物の 敷地部分	33,300	1.01	3.80	0.90	120,000
				合計	8,730,000

ア 標準画地価格 (調査価格からの規準)

地価調査 本部 (県) -1

調査価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

29,000 円/m² × 100/100 × 100/100 × 100/87 = 33,300 円/m²

◇時点修正 : 調査価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 北東 1.00

◇地域格差 : 街路状況 接近条件 環境条件 行政的条件 地域格差

1.00 × 1.00 × 0.87 × 1.00 = 0.87

イ 個別格差 : 形状・規模等 角地 セットバック 方位 (北西) 個別格差

1.00 × 1.02 × 0.99 × 1.00 = 1.01

ウ 地 積 : 概測数量による。

エ 建付減価 : 将来における建物の取り壊し費用及び建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 物件 4 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ＝(B)
4	210,000	216.48	0.03	1,360,000

※附属建物(物置、風呂場)は、老朽化しており経済価値がないものと判断した。

イ 現況延床面積：登記床面積

ウ 現 価 率：

物件 4 建物及び附属建物の経済的全耐用年数は、ほぼ満了しているがその経済的価値は、認めがたいものの現在も空家として占有していることを考慮し、総合的に現価率を 3%と査定した。

2. 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等の価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア (A)	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ＝(C)
物件 4 建物の敷地部分	8,610,000	0.30	法定地上権	2,580,000
目的外建物の敷地部分	120,000	0.10	場所的利益	10,000
土地利用権等価格の合計				2,590,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権及び場所的利益と判定し、法定地上権割合を 30%、場所的利益を 10%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア (A・B)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ (C)	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
3	8,730,000	−2,590,000		0.95	0.80	4,670,000
4	1,360,000	+2,580,000		1.00	1.00	0.80
一括価格 (合計)						7,820,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：一部目的外建物の敷地として使用されていること及び拝所等があることの市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：第 2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 地価調査基準地価格【本部（県）－1】
 - 所 在：本部町字東東原 23 番
 - 価 格：29,000 円/㎡（対前年変動率 0%）
 - 位 置：本部町役場前停 120m
 - 価 格 時 点：令和 5 年 7 月 1 日
 - 地 積：216 ㎡
 - 供給処理施設：水道・下水道
 - 接 面 街 路：北東 5.5m 町道
 - 用途指定等：用途未指定（70・200%）
 - 地域の概要：一般住宅が多い住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
 - 2 公図（写）
 - 3 土地建物位置関係図
 - 4 建物図面・各階平面図（写）
 - 5 建物間取図
 - 6 現況写真
- （B I T 用は位置図のみ添付。その他は現況報告書を参照）

